○三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱

平成25年3月28日

告示第64号

改正　平成25年8月1日告示第260号

平成26年6月5日告示第142号

平成27年12月25日告示第260号

平成28年3月30日告示第90号

(趣旨)

第1条　この告示は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の健全な発達を支援することを目的として、当該難聴児に係る補聴器購入費用に対し、予算の範囲内で三豊市難聴児補聴器購入費用助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において「補聴器購入費用」とは、新たな補聴器の購入に要する経費又は別表に定める耐用年数が経過した後の補聴器の更新に要する経費をいう。

(交付対象者)

第3条　助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、18歳未満の難聴児で、次の各号の要件を全て満たすもの(以下「交付対象児」をいう。)の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。)とする。

(1)　市の区域内に住所を有すること。

(2)　両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。

2　前項の規定にかかわらず、交付対象児及びその属する世帯の世帯員のいずれかの者について、第5条に規定する助成金の交付申請のあった月の属する年度(補聴器の購入又は更新のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の市区町村民税の所得割の額が46万円以上の場合は、当該交付対象児は、助成金の交付対象としないものとする。

(助成金の額)

第4条　助成金の額は、補聴器購入費用と、別表に定める1台当たりの基準価格の100分の104.8に相当する額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額とする。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2　助成の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳の片側装用とする。ただし、教育上又は生活上必要と認めた場合は、両側装用とするものとする。

3　災害その他の本人の責任によらない事情により亡失し、又は毀損した場合で、新たな補聴器を購入することが必要と認められるときは、耐用年数の経過前であっても、当該購入に要する経費を補聴器購入費用とみなして、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条　助成金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、補聴器の購入又は更新前に、難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の医師が、交付対象児の聴力検査をした上で交付した難聴児補聴器購入費用助成金交付意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)

(2)　意見書の処方に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した補聴器専門店(以下「認定補聴器専門店」という。)が作成した見積書
(3)　交付対象児の属する世帯全員の市区町村民税の課税状況が分かる資料
(4)　その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条　市長は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは難聴児補聴器購入費用助成金交付決定通知書(様式第3号)により、却下を決定したときは難聴児補聴器購入費用助成金交付申請却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第7条　前条第2項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、認定補聴器専門店において、補聴器を購入するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第8条　前条の規定により補聴器を購入した交付決定者は、難聴児補聴器購入費用助成金請求書(様式第5号)に領収書を添えて、市長に対し助成金を請求するものとする。

2　市長は、前項の規定により請求があった場合において、内容を審査の上適当と認めるときは、助成金を支払うものとする。

(関係帳簿の作成)

第9条　市長は、助成金の交付に当たり難聴児補聴器購入費用助成台帳(様式第6号)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年告示第260号)

この告示は、平成25年8月1日から施行し、同日以後に第5条に規定する申請を行った者から適用する。

附　則(平成26年告示第142号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附　則(平成27年告示第260号)抄

(施行期日)

第1条　この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

第17条　この告示の施行の際、第18条の規定による改正前の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成28年告示第90号)

(施行期日)

1　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の三豊市住民基本台帳記載事項実態調査実施規程、第2条の規定による改正前の三豊市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱、第3条の規定による改正前の三豊市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の児童福祉法による母子生活支援施設母子保護実施取扱要領、第5条の規定による改正前の三豊市子育てホームヘルプ事業実施要綱、第6条の規定による改正前の三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第7条の規定による改正前の三豊市母子家庭等高等技能訓練促進費等事業実施要領、第8条の規定による改正前の児童福祉法による助産施設における助産実施取扱要領、第9条の規定による改正前の三豊市未熟児養育事業実施要綱、第10条の規定による改正前の三豊市居宅生活支援措置実施要綱、第11条の規定による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱、第12条の規定による改正前の三豊市二次予防事業における訪問型介護予防事業実施要綱、第13条の規定による改正前の三豊市福祉ホーム事業実施要綱、第14条の規定による改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱、第15条の規定による改正前の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱、第16条の規定による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、第17条の規定による改正前の三豊市地域密着型サービス事業者等監査実施要綱、第18条の規定による改正前の三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の三豊市指定ごみ袋取扱等に関する要綱及び第20条の規定による改正前の三豊市放置自動車事務処理要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第2条・第4条関係)

補聴器の種類	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
ポケット型	34,200	補聴器本体(電池を含む。) ※イヤモールド(補聴器の装着を補助する器具をいう。以下同じ。)を必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算する。	5年
耳掛け型	43,900	補聴器本体(電池を含む。) ※イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算する。 ※ダンパー入りフックとした場合は、基準価格に240円を加算する。	
耳穴型(レディメイド(既製品))	87,000	補聴器本体(電池を含む。) ※イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算する。	
耳穴型(オーダーメイド)	137,000	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型	70,100	補聴器本体(電池、骨導レシーバー及びヘッドバンドを含む。)	
骨導式眼鏡型	120,000	補聴器本体(電池を含む。) ※平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚当たり3,600円を加算する。	

注　災害その他の本人の責任によらない事情により、亡失・毀損した場合で、新たな補聴器を購入することが必要と認められる場合には、耐用年数の経過前であっても、購入する経費に対して助成を行うことが可能であること。